

**平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断推進事業)  
のうち CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業  
診断機関 公募要領**

環境省の補助事業「平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断推進事業)」のうち「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業」を実施します。本事業の実施にあたり、工場や事業場等の事業所を対象に CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断を実施する専門機関（以下「診断機関」という。）を募集いたします。

**目次**

0. はじめに	2
1. 本事業の目的と概要	3
2. CO <sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断事業の詳細	5
3. CO <sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断事業への応募	12
4. お問い合わせ	18

## 0. はじめに

CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業は、診断機関の皆様は、工場や事業場に対して経済性の高いCO<sub>2</sub>削減対策を提案していただき、対策を行った場合の費用や削減効果等に関する情報提供を行うものです。事業者による低炭素投資を効果的に促進するためには、エネルギーコストやCO<sub>2</sub>排出量の削減効果、投資回収に要する期間等、投資決定に必要となるコストと利益の適切な評価に基づいた経済性に優れた対策の提案が必要です。そのため、診断機関の皆様による、専門的な知見に裏打ちされた診断がその成功の「カギ」を握っています。

そこで、受診事業所様が抱えていらっしゃるエネルギー管理に関する課題や悩みに耳を傾け、受診事業所様のニーズに応えながらCO<sub>2</sub>をできるだけ多く削減できる効果的な対策の提案を診断機関の皆様にはお願いしております。診断機関の皆様には、受診事業所様と積極的にコミュニケーションをとりながら、粘り強く診断を実施していただくことを期待しております。

具体的には、以下に挙げるポイントを踏まえ、診断機関の皆様がお持ちのノウハウを最大限活用いただき、受診された事業所の満足度の高い、また少しでも多くのCO<sub>2</sub>排出削減につながる診断結果をご提供いただくよう、お願い申し上げます。

- 受診事業所のニーズに合った診断を行うために、受診事業所がお持ちになっている課題や改善に対するニーズを把握してください。その際、提供されるデータのみならず、必ず受診事業所の担当者の方の声に耳を傾けてください（受診事業所の担当者の方に、エネルギー利用状況やコスト等について正しく理解できていないと思われる部分があれば、丁寧に指摘をしてください）。
- データの収集や分析を通じた、個々の設備や機器に対する改善策の検討を十分に行ってください。
- 対策の提案を検討するに当たっては、専門家としての新たな視点を盛り込み、また、事業所の特性に応じて、幅広い項目をカバーしながらも、できるだけ具体的な対策を提案いただき、受診事業所が今後の対策実施を検討するにあたり、有効な成果を提供してください。
- 診断結果報告書の作成にあたっては、所定の様式に基づいて作成するだけでなく、補足的なデータや説明に関する資料を追加するなど、分かりやすい情報の提供に心がけてください。（写真や図表などを活用することにより、診断結果が分かりやすく、受診事業所の社内での説明等において有効であったという声もあります。）
- 本事業の実施においては、受診事業所が本補助事業の執行団体である一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合に対して行う諸手続き（応募、交付申請、実績報告等）にも、受診事業所の求めに応じてご対応いただく必要があります。事業の進捗管理と合わせて、確実な対応にご協力ください。
- 上記の内容を具体化したものを、別冊「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）にまとめています。応募される方は必ずお読み頂きますようお願いいたします。また、応募されない方も是非御一読ください。

# 1. 本事業の目的と概要

## 1.1 本事業の目的

環境省「平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断推進事業）」（以下「補助事業」という。）は、「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業」及び「低炭素機器導入事業」を実施し、地球環境保全に資することを目的としています。

補助事業のうち「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断」は、公募により採択された診断機関が、補助金を受ける事業者の工場や事業場等の事業所（以下「受診事業所」という。）を対象に、設備の電気・燃料等使用量の計測やデータ解析並びに設備の運用状況等の診断を行います。診断機関は、CO<sub>2</sub>排出量、エネルギー消費量削減のために有効と考えられる運用改善や設備導入等の対策を受診事業所に提案するとともに、対策に関する費用・効果等に関する情報を提供します。また、得られた情報は、CO<sub>2</sub>排出量、エネルギー消費量削減対策の導入ポテンシャルの把握・普及広報などにも活用していく予定です。

## 1.2 本事業のスキーム

本事業のスキームは、以下に示すとおりです。

- 診断機関の募集及び採択結果の通知は、環境省より委託を受けて、一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合の診断機関窓口（以下「診断機関窓口」という。）が実施いたします。なお、受診事業所については、補助事業の執行団体である一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合の受診事業者窓口（以下「受診窓口」という。）が別途募集を行います。（受診事業所の公募期間は平成 29 年 5 月 1 日（月）から 5 月 31 日（水）17 時まで）
- CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業の対象事業所は、CO<sub>2</sub>の年間排出量が 50 トン以上 3,000 トン未満の事業所です。
- CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断を実施する診断機関として選定された場合、受診事業所と個別に契約を締結していただいた上で診断を実施することとなります（診断機関は受診事業所を通じて診断費用を受領することとなります。その後受診窓口が受診事業所に交付します。）。

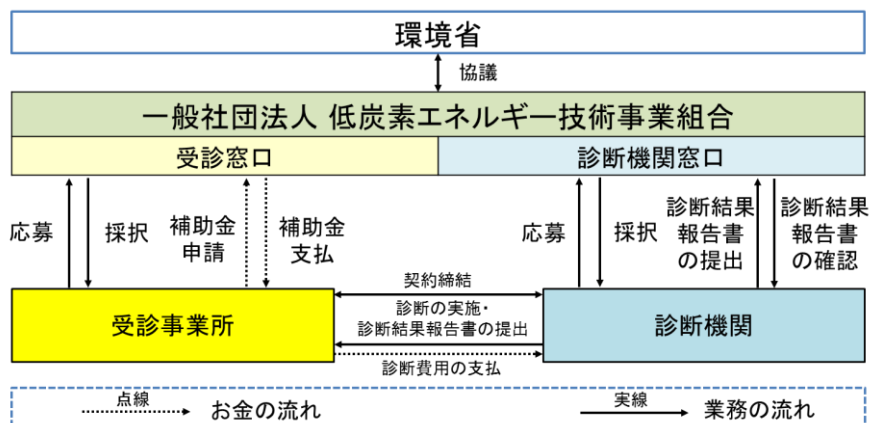


図 1-1 事業のスキーム

### 1.3 本事業のスケジュール

事業のスケジュールは以下のとおりです。

- 公募開始後、応募があった診断機関は診断機関窓口により、受診事業所は受診窓口によりそれぞれ順次採択されます。
- 診断の実施期間の最終期限（補助事業完了日）は、最も遅くて平成 29 年 12 月 28 日（木）となっています（診断ごとの実施期間の最終期限は、交付決定時に確定されます）。
- 受診事業所の中には、別途実施される補助事業のうち「低炭素機器導入事業」への応募を検討する受診事業所も含まれる可能性があります。低炭素機器導入事業（第 2 次公募）に応募する場合、当該事業の公募期間（8/1～8/31）までに CO<sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断を完了させる必要があります。

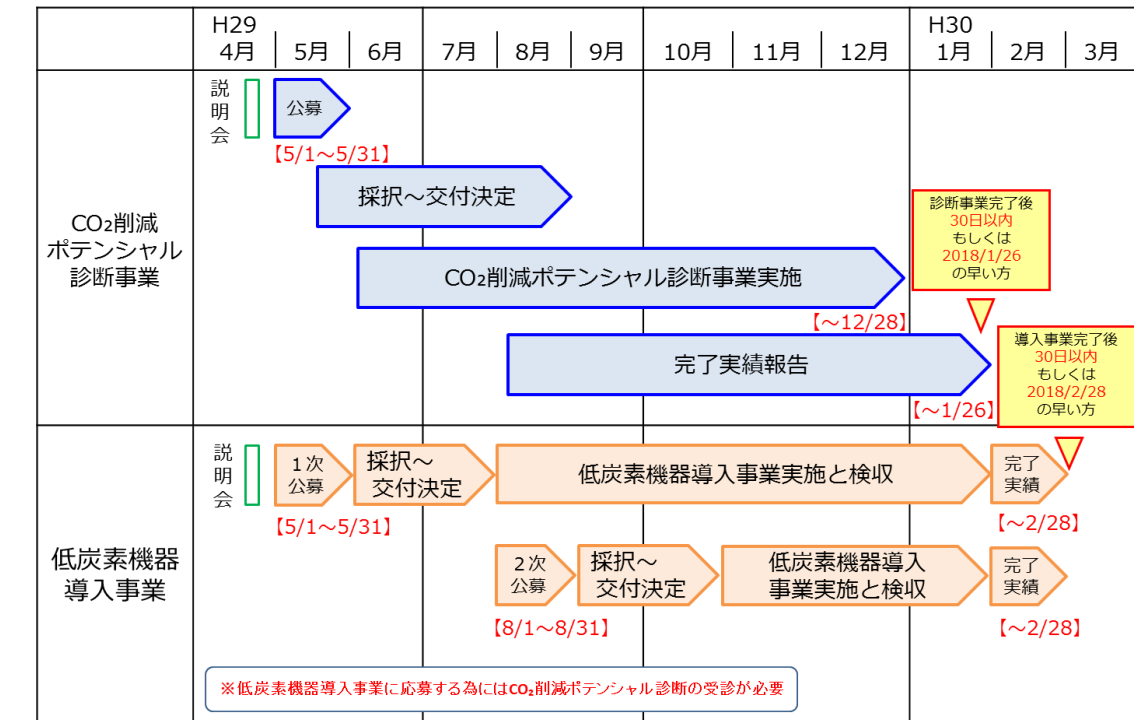


図 1-2 補助事業のスケジュール

## 2. CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業の詳細

### 2.1 診断事業の流れ

CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業の流れは以下図 2-1 に示すとおりです。なお、事業完了後(完了実績報告から補助金交付まで流れ)の具体的手順については図 2-2 をご覧ください。

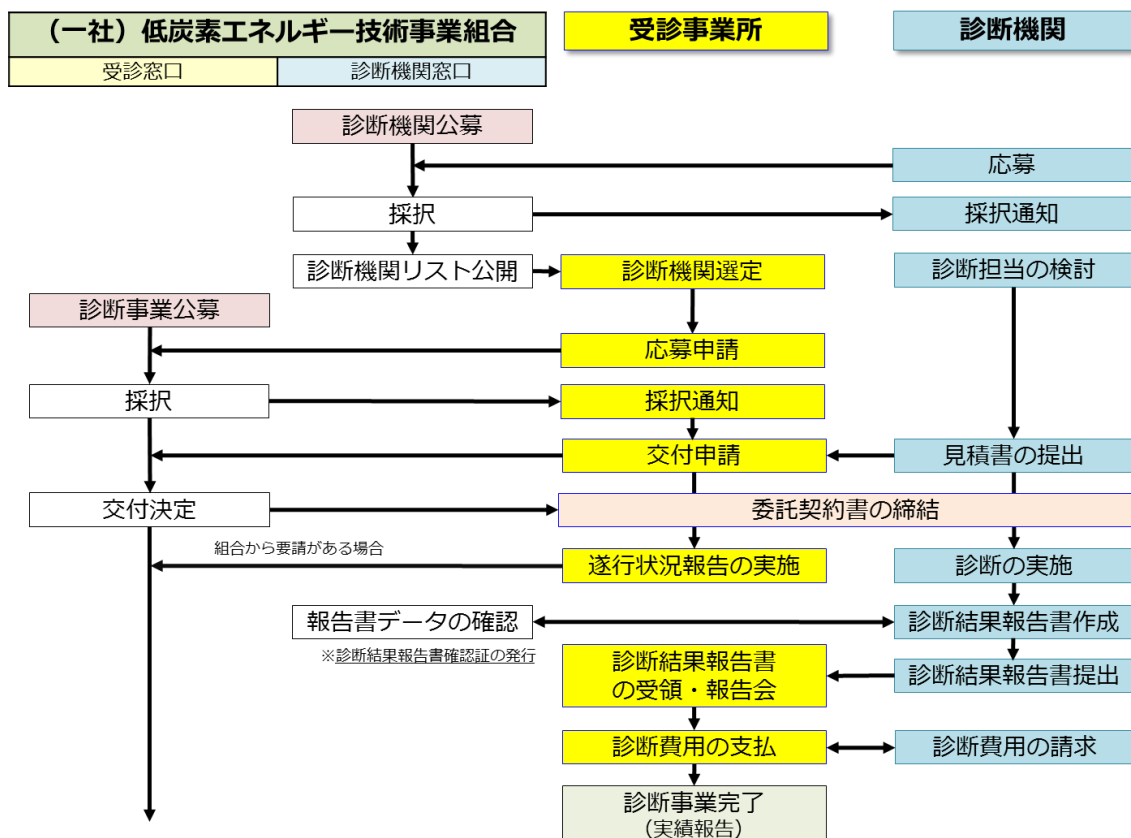


図 2-1 CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業の流れ

#### 2.1.1 応募

応募申請書に必要事項を記入の上、郵送により期限内(平成 29 年 4 月 14 日(金) 17 時必着)に提出をしてください。応募申請書の持参による提出は受け付けません。

#### 2.1.2 採択の通知

応募書類の内容(応募要件の確認及び実績や財務状況等)に基づき、本事業に参加可能な診断機関の採択を診断機関窓口が行います。なお、採択されたとしても、受診事業者の割り当てが必ずしも保証されている訳ではないことにご留意ください。

#### 2.1.3 受診事業者との診断実施に関する合意形成

平成 29 年度においては、受診事業所自らが診断機関を選定したうえで「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断」に応募を行うこととされております。また、受診事業者が診断事業に応募する

際は、あらかじめ希望する診断機関から「採択された場合は確実に診断を実施する」旨の合意を得ていることが条件の一つとされる見込みです。

そのため、診断事業の公募期間中は、診断を希望する事業所からの依頼・紹介が予想されますので、その際にご対応ください。

また今年度は受診事業者と診断機関のマッチングを促進するために、診断機関が未定で紹介を希望される受診事業者のリストを診断機関へ限定公開する予定です。

#### 2.1.4 診断の共同実施をする場合

複数の診断機関（2社まで）が共同により診断を行うことも認めます。その場合は、代表となり診断を主導する診断機関を「主診断機関」、主診断機関と組み主診断機関の管理の元で診断を進める診断機関を「副診断機関」と定義します。受診事業者との診断実施に関する合意形成と並行して、副診断機関として希望を出している診断機関に、共同実施が可能な主診断機関の紹介を診断機関窓口が行います。

単独の診断機関として応募を行うが、副診断機関との診断の共同実施を検討をして頂ける方や、副診断機関として主診断機関の紹介を診断機関窓口希望される方は、応募様式の所定欄にチェックをいれてください。なお、希望されても主診断機関及び副診断機関の割り当てが必ずしも保証されている訳ではないことにご留意ください。

主診断機関と副診断機関との共同実施については、下記のメリットが考えられます。

- ① 都市部と地方の診断機関のコラボにより、遠方地域の顧客獲得というメリットがあります。また移動距離が少なくなることにより旅費が掛からなくなり診断実務への配分も大きくできます。
- ② 主副の組み合わせが両者の不得意分野の補完ということであれば、診断業務が充実し、診断機関としての成果向上につながります。

#### 2.1.5 見積書の提出

- 受診事業所が補助金交付申請を行うにあたり、診断機関からの見積書が必要となりますので、受診事業所の指示等に基づき、診断費用の見積書を受診事業所へ提出してください（受診事業所と協議の上、適宜進めてください）。
- 交付申請後、受診窓口より交付決定が受診事業所へ通知されます（交付決定通知に要する標準的な期間は、交付申請書が到達してから30日とされています）。

#### 2.1.6 契約の締結

交付決定通知後、診断の実施にあたり診断機関と受診事業所の間で診断事業に係る契約を締結していただきます（契約日は交付決定日以降となります）。

#### 2.1.7 診断の実施

診断機関は、受診事業所との契約締結後、速やかに診断内容を協議し、以下の内容に留意しながら診断を進めてください。

#### 1) 診断方針や診断対象とする設備・機器について

- 予算や期間の制約から、受診事業所が希望する診断対象の全てを診断することができない場合もあります。
- 診断開始の段階で受診事業所のニーズをしっかりと把握いただくとともに、診断方針や診断対象とする設備・機器等、診断の進め方について、受診事業所と十分に協議するように心がけてください。

#### 2) 「計測有」コースの場合、計測箇所や計測項目、計測時期等について

- 予算や期間の制約から、必ずしも受診事業所が希望するすべての箇所や項目、期間について計測を行うことができない場合もあります。
- 計測箇所や計測項目、計測時期等については、受診事業所が納得できる説明を踏まえて行うように心がけてください。

#### 3) 「計測無」コースの場合、データ計測を行わないことについて

- 「計測無」コースの場合、計測を行わない中での最大限の成果が得られるよう、受診事業所から既存データ等の情報を十分にご提供いただく必要があります。

#### 4) 対策の提案内容への期待について

- 提案にあたっては、専門家としての新たな視点を盛り込み、また、事業所の特性に応じて、幅広い項目をカバーしながらも、できるだけ具体的な対策を提案いただき、受診事業所が今後の対策実施を検討するにあたり、有効な成果を提供してください。
- 設備・機器の導入や更新に関する対策のほうが対策一つごとの削減量は多くなる傾向がありますが、一方で、運用改善は、イニシャルコストがかからず、経済合理性という意味では、受診事業者にとってのメリットが大きい傾向があります。設備・機器の導入や更新に関する対策と運用改善に関する対策を、どちらかに偏ったり排除したりすることなく、幅広く提案してください。
- 受診事業所にとって有益な提案を行っていただくだけでなく、有益な提案であるということを理解していただくこと、実際に対策の実施に向けて具体的なステップに入っていただくことが大変重要です。
- そのために、受診事業所の疑問に答えながら、対策の提案がどのように CO<sub>2</sub> 削減やコストカットに結びつくのか、またイニシャルコストはかかってもそれだけの価値があるということ、受診事業者側に生産プロセスへの不安等がある場合にはそれに対する事実関係がどうなのか、といった点についても、十分な説明をお願いします。
- 一方、提案する対策が論理的・技術的には合理性があるものであっても、現場で対策の実施に結びつけるためには、最終的な意思決定と行動が必要となります。最終的な意思決定と行動に至るまでのハードル(※)として受診事業者が認識しているものを明らかにし、それが実はハードルではない(誤解がある)のであればそれを説明し、ハードルであるとしてもどうしたら乗り越えることができるのか助言するところまで行っていただくようお願いします。

※省エネへのハードルの例：

情報不足、隠れたコスト(手続き費用など)、意思決定プロセス、技術リスクへの

不安、資金調達 等

## 5) 進捗・スケジュールの管理について

- 診断を進めていくに当たっては、契約の相手方である受診事業所の声に常に耳を傾けることを心がけてください。
- 日程調整や進捗状況の報告、診断結果報告書の提出、報告会等の調整など、対応が遅くならないよう、十分にご注意ください。
- 多くの受診事業者と契約している診断機関に対しては、診断機関窓口がスケジュール管理状況を確認する場合がございます。

### 2.1.8 診断結果報告書の作成・提出

#### (1) 診断結果報告書の内容

- 診断結果は、診断結果報告書として取りまとめていただきます。
- 診断結果報告書の内容は以下を予定しています。診断結果報告書の様式は別途診断機関窓口から指定いたしますので、指定の様式に従って作成をしてください。
- 診断結果報告書の作成にあたっては、データのみならず、文章についても分かりやすく記載いただくようお願いします。特に専門的な用語や略称を用いる場合など、補足的な解説などを付けるように心がけてください。
- 対策導入の効果やコストについては根拠を明示するとともに、適宜、写真や補足資料などを添付することにより、診断結果報告書のレベルを高める努力をしてください。
- 対策導入の削減量の計算については、初めに計算項目の各意味を文字で記載する（規模、時間等）等で、後々、受診事業者が自社内で自ら説明できるように、また、対策実施の条件（規模、時間等）を変更しても効果の算出ができるように努めて下さい。
- 診断結果報告書の作成ポイントは以下である
  - ① 診断対象事業所を総合的に診断して提案していること
  - ② 単独機器の削減計算のみではないこと
  - ③ 対策提案が優れていること（誰でも気がつく周知のもので無いこと）
  - ④ 効果計算を対象事業所の実態を把握したうえで論理的に行い、後で再検証できる記述であること
  - ⑤ 削減量の計算への根拠が明確であること
  - ⑥ 対策提案は運用改善、機器更新などがバランスよく上がっていること
  - ⑦ 提案が具体的で直ぐに実施検討や見積りに入れること
  - ⑧ 経営層に対策提案の有効性を理解してもらうため、診断報告書の訴求力を高める工夫がされていること

#### I. 全体構成

#### II. 様式

1. 表紙
2. エネルギー消費・CO<sub>2</sub>排出の現状と提案する対策の概要
3. 事業所の概要とエネルギー消費・CO<sub>2</sub>排出の現状
  - 3.1 延床面積、エネルギーフロー図、エネルギーバランス
  - 3.2 主要機器一覧、機器別エネルギー消費量
  - 3.3 エネルギー消費状況・温室効果ガス排出状況
4. 現状の課題を踏まえたCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル



- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>5. 提案対策<ul style="list-style-type: none"><li>5.1 提案対策一覧</li><li>5.2 提案対策の補足情報</li></ul></li><li>6. 対策個票（対策毎の提案内容の詳細）</li><li>7. 複数対策実施の場合の効果の考え方</li><li>8. 温室効果ガス削減対策の実施状況</li><li>9. 提案報告会のまとめ<ul style="list-style-type: none"><li>9.1 対策別説明結果</li><li>9.2 提案報告会議事録</li></ul></li><li>10. 参考資料（バックデータ）</li></ul> |
|---|

表 2-1 診断結果報告書の内容（案）

## (2) 診断機関窓口による診断結果報告書の事前チェック

診断機関窓口は、診断結果報告書が診断機関から受診事業者に提出される前に内容のチェックを行い、内容に問題がなければ、診断結果報告書確認証を発行します。記載されているデータや分析結果等に誤りや不備があった場合は指摘を行い、それらに対して必要な対応が完了しなければ確認証は発行いたしません。

診断機関から受診事業者には、診断結果報告書確認証を添えて診断結果報告書を提出するものとする。

## (3) 診断の完了

診断事業は、診断結果報告書の作成及び報告会の実施を経て完了となります。完了の期限は、交付決定通知に明記された補助事業完了予定日までとなります（完了日の最終期限は平成 29 年 12 月 28 日（木））。

(参考 実績報告・補助金交付について)

事業完了後、受診事業所は受診窓口に対して完了実績報告を行い、補助金の交付を受けます。診断機関の皆様におかれましても、以下の手順についてご理解いただき、受診事業所からの依頼・指示がある場合は、速やかに対応いただくようご協力をお願いします。

- ✓ 受診事業所は補助事業が完了した日から 30 日以内、又は平成 30 年 1 月 26 日（金）のいずれか早い日までに完了実績報告書を受診窓口へ提出する必要があります。完了実績報告書には「診断結果報告書」、診断機関からの「領収書」を添付します。
- ✓ 受診窓口は受診事業所より提出された完了実績報告書を審査し、交付額確定通知を受診事業所へ連絡します。交付額確定通知を受け、受診事業所は補助金精算払請求書を受診窓口へ提出します。受診窓口は原則 30 日以内に指定口座へ補助金を振り込みます。
- ✓

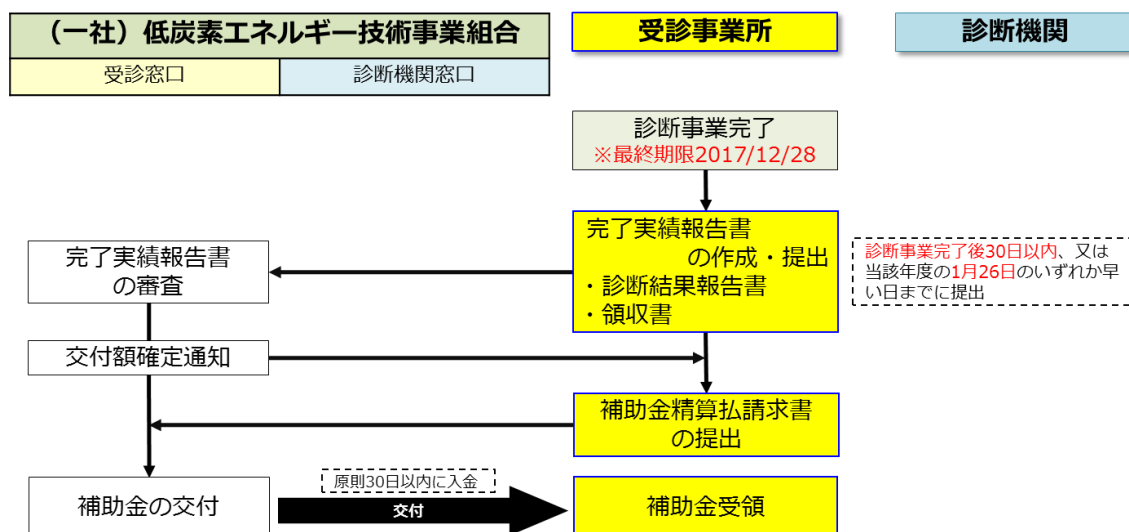


図 2-2 完了実績報告から補助金交付までの流れ

## 2.2 受診事業所

本事業の対象となる受診事業所は以下のとおりです。なお、受診事業所は組合が採択いたします。

- 直近年度における CO<sub>2</sub> の年間排出量が 50 トン以上 3,000 トン未満の事業所（工場、事業場等）を対象とします。ただし、過去に環境省の CO<sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断事業を受診した事業所を除きます。
- 受診事業所の採択予定件数は、600 件程度を想定しています。採択件数は申し込み状況によって変わる可能性があります。なお、採択は原則、先着順で採択します。

## 2.3 CO<sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断のコースと補助金額

診断は、受診事業所がお持ちの既存資料（エネルギー使用状況、保有設備に関する資料、

過去の診断結果等)の分析、現場ヒアリング・現場確認等により実施する「計測なし」のコースと、受診事業所のエネルギー計測(数日～2週間程度を予定)を実施する「計測あり」のコースがあります。

診断費用は受診事業所との契約によって決まり、受診事業所から診断機関に支払われます。受診事業所は組合より補助金の交付を受けます。なお、組合から受診事業所に対して支払われる補助金の上限額は下表に示すとおりです。受診事業所の自己負担を含めてそれぞれの上限額を超える診断を実施することも可能です。また、そえぞれの上限額一杯の契約にする必要もありません。

※補助金の交付額(支払額)は診断事業所の規模やデータ計測の有無により、以下の表に掲げる額を定額とします。補助金の交付額は交付申請額のうち、組合から認められた額(交付決定額)と、実際に補助事業に要した経費とを比較して少ない方の額を補助金の支払額とします。

診断のコース	上 限 額	
	課税事業者	免税事業者
計測あり	100 万円	108 万円
計測なし	50 万円	54 万円

表 2-2 診断のコースと補助金額

## 2.4 診断事業完了日

診断事業完了日は、交付決定通知に明記されます。

## 2.5 診断にあたっての留意事項

実際に診断を行っていただく受診事業所が決定した場合、以下の点に対応していただく必要があります。

- 診断実施にあたっては、当組合が開催する診断の実施手順等に関する説明会(5月中旬開催予定)に参加していただきます(※別途、当組合よりご案内する予定です)。
- 診断実施にあたっては、自らによる進捗管理をも含め、診断事業の円滑な遂行にご協力ください。
- 受診事業所と診断機関とのマッチングについては、受診事業所がCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業に応募申請する際に、本公募により採択された診断機関一覧の中から、受診事業所が希望する診断内容・地域・業種等と合致する診断機関に対応可否を事前に確認した上で応募申請する予定としています。受診事業者の採択後に診断実施を拒否することがないよう、診断内容・地域・業種・件数等を踏まえて事前確認に対応ください。

### 3. CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業への応募

#### 3.1 応募への参加資格要件

補助事業のうち「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業」を実施する診断機関として応募を希望する事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 主診断機関：①～④の要件を満たす必要があります。
- ・ 副診断機関：①②④の要件を満たす必要があります。

主診断機関は、副診断機関との共同の診断でも、主診断機関単独での診断も行うことができます。また、計測・データ分析・対策提案の中で必要となる単純作業の一部を外部の会社に委託する場合は外注とみなします。なお、外注の作業も診断機関が監督責任を負うものとします。

- ① CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断の実施及び診断結果報告書の責任者として次の者を配置できること。

【資格要件】(ア)～(ク)の資格のいずれかの資格を所持している者

(ア) エネルギー管理士（旧資格にあつては熱または電気の資格保持者）

(イ) 一級建築士

(ウ) 建築設備士

(エ) 技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境）

(オ) 第1、2、3種電気主任技術者

(カ) エネルギー診断プロフェッショナル

(キ) ビル省エネ診断技術者

(ク) 第一種エコチューニング技術者（第二種は含まない）

【経験要件】

過去に事業所を対象としたCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断や省エネ診断等を3事業所以上行った経験のある者。

- ② ①で配置した者が、別冊「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断ガイドライン」を熟読し、その趣旨に沿った事業実施することを組織として誓約すること。
- ③ 診断機関として、過去に事業所のエネルギーの使用状況を調査・分析し、その合理化に資する措置を提案する事業又はESCO事業の実績が3事業所以上あること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。かつ、財務状況が健全であり、適切な管理体制及び処理能力を有すること（財務諸表の貸借対照表で2期連続で債務超過していないこと）。

※1 NPO法人等の場合は、上記の要件に加えて、(1)診断責任者が法人の主要ポスト（主要ポストの例：理事長を含む理事会メンバー及び事務局長相当）に就いていること、(2)法人等と診断責任者との間に「診断業務に従事する旨の契約」を行っていることという要件が必要となります。

※2 過去、環境省の「CO2削減ポテンシャル診断事業」に採択された診断機関も改めて応募が必要です。

### 3.2 応募の方法

本公募要領に記載されている内容を十分にご理解いただいた上で、ご応募いただきますようお願いいたします。

次の通り応募書類（応募様式 1～2 及び添付書類）を作成し、ご提出ください。応募様式は、電子ファイルに入力してから印刷し、ご捺印の上、電子ファイルと共に提出してください。

#### 3.2.1 提出部数

応募様式 1（別紙 1～5 を含む）・2 及び添付資料 各 1 部

全ての電子データを記録した CD-R 又は DVD-R 一枚

※提出に必要な書類を応募様式の表紙にもまとめておりますのでご確認ください。

#### 3.2.2 応募受付期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）～4 月 14 日（金）17 時必着

#### 3.2.3 提出方法

後述の提出先（診断機関窓口）まで郵送にてご提出ください。持参、電子メール等では受け付けません。

診断機関窓口にて受領した後、受領した旨を電子メールで応募様式 1 に記入された「ご連絡先」へご連絡いたします。提出後、1 週間程度しても受領確認の連絡がない場合は、診断機関窓口へお問い合わせください。

※応募書類に記入いただく個人情報の取り扱いについては、本公募要領別紙 1「個人情報の取り扱いについて」もご確認ください、ご同意の上、提出ください。

#### 3.2.4 提出先

〒163-0237 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 37 階

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断」診断機関窓口

### 3.3 応募にあたっての留意事項

- 応募にあたっては、本公募要項に記載されている内容を十分にご確認いただくとともに、本公募要領「2.5 診断にあたっての留意事項」についてもご理解いただき、対応いただけることを確認した上で、ご応募いただきますようお願いいたします。
- 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とします。
- 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。
- 提出された応募書類は、返却いたしません。
- 応募書類に記載された情報は、本補助事業を円滑に実施するため、委託元である環境省に提供いたしますが、取り扱いはこちらの限りとします。
- 提出された応募書類は、候補者の採択に必要な範囲において、複製を作成する場合がございます。
- 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合がございます。その場合、遅滞なく当該資料をご提出ください。

### 3.4 診断機関応募申請書への記入に関する要点

診断機関応募申請書を作成する際には、以下の要点に留意して作成をしてください。

#### 3.4.1 応募申請書（応募様式 1）について

- 公募要領別紙 2 の暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で、ご記入ください。
- 複数の診断機関による共同応募の場合、代表となる事業者を「主診断機関」、代表以外の事業者は「副診断機関」として該当箇所をご記入いただき、主診断機関がとりまとめて提出をしてください。
- 共同による診断でない場合は、副診断機関の署名・捺印欄と連絡先の記入欄は空白でかまいません。
- 共同実施の場合は 2 社による診断しか認めません（3 社以上は不可）。
- 副診断機関として単独で応募する場合も、主診断機関の欄に記入してください。
- 主診断機関及び副診断機関は、直近 2 期分の決算書類（財務諸表）を添付してください。

#### 3.4.2 「秘密保持契約」（応募様式 2）について

- 誓約事項をご確認した上で、ご提出ください。
- 文中の「弊社〇〇〇〇〇」には、貴社名をご記入ください。
- 応募様式 2 は、応募する診断機関ごとに提出してください。

#### 3.4.3 主診断機関、副診断機関への希望（応募様式 1 別紙 2）

- 主診断機関として応募する場合、副診断機関との診断の共同実施を希望もしくは検討して頂けるか否かを回答して下さい。
- 副診断機関として応募する場合、もしくは、主診断機関として採択されなかった場合、主診断機関の紹介を診断機関窓口希望するか否かを回答して下さい。

#### 3.4.4 「診断事業もしくは ESCO 事業の実績」（応募様式 1 別紙 3）について

別紙 3 の以下の項目については、応募する診断機関ごとに提出してください。

##### (1) 年度別実績件数

「年度別実績件数」では、工場及び事業所のエネルギーの使用状況を調査・分析し、その合理化に資する措置の提案を行った事業、若しくは ESCO 事業の貴社における実績件数をご記入ください。

##### (2) 実績概要

- 「実績概要」では、過去 3 年間の診断事業の実績を記入してください。全ての実績を記入する必要はありません。審査にあたり重要と考えられる実績をご記入ください（最低 3 件最大 10 件まで）。
- 「事業所名」欄に固有名詞を具体的に記入することが難しい場合は、「A 社」「B 社」

などと表記し、可能な範囲でご記入ください。「事業種別」では、診断事業、あるいは ESCO 事業として実施したのか、当てはまるものを選択した上で、他の項目をご回答ください。「診断概要」には、診断概要には対象とした業種や設備等を取り上げ、具体的な診断内容がわかるように記入をしてください。

- 別紙 3 の内容から、過去の実績における提案が省エネ・CO<sub>2</sub>削減効果が期待できないものであるなど、著しく不適切であると判断される場合は、診断機関として採択しない場合があります。

#### 3.4.5 「本事業における配置予定者の経歴」(応募様式 1 別紙 4) について

- 公募要領「3.1 応募への参加資格要件」に基づき、本業務における有資格者(診断責任者)の経歴(最低 3 件最大 10 件まで)をご記入ください(最大 10 名まで)。
- 診断概要には対象とした業種や設備を記入し、具体的な診断内容がわかるように記入するとともに、診断時における有資格者の役割についても記入をしてください。
- 案件別実績については、実績と実績の内容を確認できる以下の書類を添付して下さい。

- ・ 応募様式 1 別紙 4：診断報告書(任意の 2 件分)

添付した 2 件分の診断報告書の記載内容について、以下の観点から自己評価を記入してください。

- ①. 自組織・自グループ以外に対する提案であること
  - ②. 診断対象事業所を総合的に診断して提案していること
  - ③. 単独機器の削減計算のみではないこと
  - ④. 対策提案が優れていること(誰でも気がつく周知のもので無いこと)
  - ⑤. 効果計算を対象事業所の実態を把握したうえで論理的に行い、後で再検証できる記述であること
  - ⑥. 削減量の計算への根拠が明確であること
  - ⑦. 対策提案は運用改善、機器更新などがバランスよく上がっていること
  - ⑧. 提案が具体的で直ぐに実施検討や見積りに入れること
  - ⑨. 提案の効果がエネルギー使用量又は原油換算量又はCO<sub>2</sub>削減量の数値で示されていること
  - ⑩. 経営層に対策提案の有効性を理解してもらうため、診断報告書の訴求力を高める工夫がされていること
- なお、応募資格要件に該当する資格を保有していることを証明する資料(写し)を記載人数分添付してください。
  - 別紙 4 は、応募する診断機関ごとに提出してください。

#### 3.4.6 「対応可能な診断について」(応募様式 1 別紙 5) について

別紙 5 の以下の項目については、応募する診断機関ごとに提出してください。

##### (1) 対応可能な診断のコース・時期・件数

診断のコース毎(「計測あり」、「計測なし」)に、各月の対応可能な件数を御記入ください。な



お、今年度の診断事業は、平成 29 年 6 月頃から 12 月 28 日を予定していますが、対応可能な期間に○印を付けてください。

## (2) 対応可能な地区

- 対応可能な地区を選択してください。
- また、特記事項がございましたら、備考欄に記入してください。（「〇〇県のみ診断可」「〇〇県は診断不可」、「計測なしのみ可」、「計測有り診断可」など）

## (3) 対応可能な業種分類

対応可能な業種分類を選択してください。業種分類は診断した事業者の分類ではなく、実際に診断した場所の事業所の業務分類で判断してください。また、特記事項がございましたら、ご記入ください。

## (4) 診断機関のURLの公開

採択された診断機関は、環境省や当組合のホームページに公開されます。その際に診断機関のPR等に使えるホームページのURLも公開できます。公開希望のURLがあれば記入してください。

## (5) 受診事業者とのマッチングにおける特記・PR事項等

診断機関の情報は公開され、受診事業者からの診断依頼の判断材料になります。診断事業者としての優良点やアピール内容があれば、この欄に記載してください。（句読点を含み、最大 100 文字まで）

## 4. お問い合わせ

### 4.1 お問い合わせ方法

お問い合わせは電子メール又は電話にて、下記の診断機関窓口宛にご連絡ください。

### 4.2 お問い合わせ先

〒163-0237 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 37 階

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 診断機関窓口

担当：中島、山内（やまのうち）

電話：03-5909-0677 Fax：03-5909-0678 E-mail：kikaku-ml@lcep.jp

※お問い合わせは、平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 30 年 1 月 26 日（金）のうち、  
平日の 9:30～12:00、13:00～17:00 の時間帯に受付いたします。

（上記日時以外（平日の 12：00～13：00 ならびに土日祝日、年末年始）は受け付けません。）

## 個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合（以下、当組合といいます）が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」に従って対応いたします。
2. ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
  - (1) 「平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断推進事業）のうち CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業」における CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断を実施する診断機関の選定
  - (2) 「平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断推進事業）」に関する連絡
3. ご記入いただいた個人情報の利用について
  - (1) 2.に示す利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
  - (2) 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
  - (3) 2.に示す目的のため、本事業の委託元である環境省に提供いたします。
  - (4) 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

### 【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 診断機関窓口

電話：03-5909-0677 Fax：03-5909-0678 E-mail：kikaku-ml@lcep.jp

### 【当組合の本件に関する個人情報保護管理者】

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 常務理事 岩淵 光男

電話：03-5909-0677 Fax：03-5909-0678 E-mail：kikaku-ml@lcep.jp

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。